

平成 29 年 3 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

プレミア投資法人

代表者名 執行役員

星澤 秀郎

(コード番号 8956)

資産運用会社名

プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

奥田 孝浩

問合せ先 取締役

業務運営本部長

高橋 達哉

(TEL : 03-6630-4611)

資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

プレミア投資法人は、本投資法人の資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「PRA」といいます。）と平成 14 年 5 月 15 日付けで締結した資産運用委託契約（その後の変更を含みます。）に関し、本日開催の役員会において下記のとおり一部変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>(業務委託報酬)</p> <p>第 7 条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。</p> <p>(1)運用報酬 1 (記載省略)</p> <p>(2)運用報酬 2 (記載省略)</p> <p>(3)運用報酬 3 (記載省略)</p> <p>なお、乙の株主及びその連結対象会社から取得した場合は、上記料率の 2 分の 1 とする。 また、次に掲げる者から取得した場合は、<u>上記料率の 2 分の 1 とする。</u></p> <p>①投信法第 201 条第 1 項及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 123 条に規定する乙の利害関係人等</p> <p>②乙の総議決権の 10%以上を保有している乙の主要株主の親会社等、子会社等、特定個人株主、当該親会社等の子会社等、当該特定個人株主の子会社等（以下総称して「<u>主要株主等</u>」という。）、乙の主要株主等が過半の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている等重要な影響を及ぼし得る特別目的会社等 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(業務委託報酬)</p> <p>第 7 条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。</p> <p>(1)運用報酬 1 (現行どおり)</p> <p>(2)運用報酬 2 (現行どおり)</p> <p>(3)運用報酬 3 (現行どおり)</p> <p>なお、乙の利害関係人等から取得した場合は、<u>上記料率の 2 分の 1 とする。乙の利害関係人等とは以下の①乃至④のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>①投信法第 201 条第 1 項及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 123 条に規定する「<u>利害関係人等</u>」</p> <p>②金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する「<u>主要株主</u>」に該当する者の子会社等及び関連会社等（上記①に定める者を除く。）</p> <p>③上記①及び②に定める者を除く乙の全ての株主</p> <p>④上記①及び②に定める者が、以下のア、又はイ、に該当する方法その他の方法により、<u>重要な影響を及ぼし得る SPC 等（上記①及び②に定める者を除く。）</u></p>

変更前	変更後
	<u>ア. 過半の出資（組合出資、匿名組合出資及び優先出資を含む。）を行っていること</u> <u>イ. 自らが出資し（組合出資、匿名組合出資及び優先出資を含む。）かつ、アセットマネジメント業務の委託を受けていること</u>

(注) 甲は本投資法人を、乙は PRA を指します。

2. 変更の理由

本投資法人が PRA に支払う運用報酬 3 の計算において、物件の取得価額に乗ずる料率を通常の 2 分の 1 に減額する取引の相手方（PRA の利害関係人等）の範囲を、本投資法人がこれまで実際に行っている取引の実情を踏まえて調整するものです。

3. 本変更契約締結日

平成 29 年 3 月 28 日

4. 今後の見通し

本投資法人が平成 28 年 12 月 16 日付「平成 28 年 10 月期 決算短信 (REIT)」で公表しました平成 29 年 4 月期及び平成 29 年 10 月期の運用状況の見通しに与える影響はありません。

なお、本件に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他関係法令の規定に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.pic-reit.co.jp>